注意事項

○検査費用（ＰＣＲ検査）の申請上限額

　補助上限額については、以下のとおり検査キットの仕入日を基準に適用します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査キットの仕入日 | ＰＣＲ等 | 抗原検査 |
| 仕入日が令和３年12月30日以前 | 8,500円 | 3,500円 |
| 仕入日が令和３年12月31日以降 | 8,500円（※） | 3,000円 |
| 仕入日が令和４年４月１日以降 | 8,500円（※） | 1,500円 |
| 仕入日が令和４年７月１日以降 | 7,000円 | 1,500円 |

※実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、7,000円とする。

このため、検査キットの仕入日を納品書等で確認する必要がありますので、検査で使用した検査キットに係る納品書等の写しをすべて提出してください。

ただし、検査キットの申請額が、ＰＣＲ等は7,000円、抗原検査は1,500円を超えない場合は、すべての検査キットの仕入日を確認する必要がありませんので、申請額が同一の分ついては、納品書等は仕入日が一番古いもののみを提出してください。

1. ）抗原検査キットの検査実施数の合計が１０００回の場合

　　　　仕入日　R3.12.28　仕入額3,200円　数量200回分

　　　　仕入日　 R4.1.12　仕入額3,000円　数量500回分

　　　　仕入日　 R4.4.15　仕入額3,000円　数量300回分

　　　　⇒この場合は、納品書等をすべて提出してください。

なお、仕入日がR4.4.15の分については、補助上限額1,500円を超えてしまっているため、申請額は1500円となります。

1. ）抗原検査キットの検査実施数の合計が５００回の場合

　　　　仕入日　R4.4.5　仕入額1,200円　数量200回分

　　　　仕入日　R4.6.5　仕入額1,200円　数量200回分

　　　　仕入日　R4.7.6　仕入額1,300円　数量100回分

　　　　⇒この場合は、R4.4.5及びR4.7.6の納品書等だけを提出してください。

○体制整備費用の申請上限額

体制整備費用の申請上限額は、令和３年12月から令和４年６月までの期間内の合計で130万円となっておりますので、実費負担が130万円以上であっても、実績報告書を作成する際には、130万円以内で積算をお願いします。

○消費税の取り扱い

　検査キット等を仕入れた際に課税されている消費税は、そのまま計算に加えて申請額を積算してください。ただし、積算後の申請額に改めて消費税を課税する必要はありません。

○実績報告書と無料検査実施件数報告資料の突合

　前回の申請の際に、実績報告書と件数報告資料の件数が不一致となる事案が非常に多く見受けられたため、提出する前に必ず突合を実施し一致することを確認してください。

　なお、件数報告資料を、県様式以外（任意様式）で作成したものについては、突合した結果（定着促進：ＰＣＲ○件、抗原○件、陽性○件　一般検査：ＰＣＲ○件、抗原○件、陽性○件）を、ページ別に余白に必ず記入し提出してください。

　※一致していない場合、申請いただいた金額を交付できない場合があります。

* 各証拠書類等の宛名

前回の申請の際に、証拠書類の宛名が事業者名と相違となっていたり、空白となってい

ることで、証拠書類としての確認ができない事案が多く見受けられたため、提出する前に証拠書類の内容を必ず確認してください。

　なお、根拠書類が複数の店舗等の申請に跨がる場合には、書類に通し番号を振るなど、分かりやすく加工した上で提出してください。

* 端数の計算

最終的な申請額を算出する際に生じる端数については、切り捨てとしてください。